

CLAIR SUMMARY

海外事務所だより(4)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、イタリア、ポルトガル
- シンガポール事務所— シンガポール、マレイシア、インドネシア、
タイ、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 011 (September 30, 1996)

**Council of Local Authorities for
International Relations**



財團
法人
自治体国際化協会

調査部

〒102 東京都千代田区霞が関ビルディング19階

TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

海外事務所だより(4)

- ニューヨーク事務所— アメリカ、カナダ
- ロンドン事務所— イギリス
- パリ事務所— フランス、イタリア、ポルトガル
- シンガポール事務所— シンガポール、マレーシア、インドネシア、
　　タイ、フィリピン
- ソウル事務所— 大韓民国
- シドニー事務所— オーストラリア

CLAIR SUMMARY NUMBER 011 (September 30, 1996)

1	ニューヨーク事務所-----	1
(1)	アメリカ合衆国の最近の動向-----	1
①	連邦政府、州間高速道路の速度規制撤廃により州の裁量拡大-----	1
②	1995年知事選・地方選の結果と評価-----	1
③	カリフォルニア州住民提案第187号に違憲判決-----	2
④	オレゴン州、米国初めての郵便投票実施-----	3
⑤	全米を先導したニュージャージー州知事の減税政策-----	4
⑥	縮減続くニューヨーク市の新年度予算原案-----	4
⑦	全米知事会、健康保険制度及び福祉制度改革に独自案を発表-----	5
⑧	ルイジアナ州知事、低所得者向け医療保険制度民間委託の動き-----	6
⑨	7年ぶりの全国教育サミット、厳格な教育基準設定で合意-----	7
⑩	連邦最高裁、州政府へ連邦法履行を求める訴訟を違憲と判決-----	8
(2)	カナダの最近の動向-----	9
①	銃砲規制法案の成立と銃砲登録制度の発足-----	9
②	ケベック州への特権付与法案と反応-----	9
③	歳出削減関連法案オンタリオ州議会で可決-----	10
④	オンタリオ州における歳出削減等をめぐるストライキ-----	10
⑤	ケベック州首相、独立問題よりも経済優先を強調-----	11
2	ロンドン事務所 -----	13
①	政府予算発表 -----	13
②	政府がスコットランド地方分権案を発表-----	14
③	通貨統合参加につき首相が国民投票を検討-----	14
④	道路沿いの名所案内の規制緩和-----	15
⑤	クラーク財相、公共支出据え置きを主張-----	15
⑥	カウンシル・タックス増税－来年平均6.2%アップ -----	15

3 パリ事務所	17
(1) フランス	17
① 過疎地域の経済活性化措置発表	17
② 社会保障の憲法改正案、採択	17
③ フランスへの亡命申請と許可減少	18
④ 年間労働時間、この50年間で430時間短縮	18
⑤ 歐州委員会、フランスの「都市復興計画」を許可	19
⑥ 首都圏住民の収入、地方より30%高	19
(2) イタリア	19
(3) ポルトガル	20
4 シンガポール事務所	21
(1) シンガポールの概況	21
(2) マレーシアの概況	22
(3) インドネシアの概況	23
(4) タイの概況	24
(5) フィリピンの概況	25
5 ソウル事務所	27
① 日・韓地域活性化セミナーの開催	27
② 地方自治法施行令の改定	27
③ 地方自治関係	27
④ 日・韓定期航空路の新設	27
⑤ 地方自治関係～郡の昇格など	28
⑦ 新空港の正式名称決定	28
6 シドニー事務所	29
① 全豪地方自治体協会、地方自治体の連邦憲法における承認を要求	29
② 強制競争入札制度のその後	29
③ 西オーストラリア政府がインドに海外事務所を開設	30
④ シドニー周辺の自治体が広域廃棄物処理委員会を設立	30
⑤ 連邦、州、地方自治体が共同して職業訓練事業を策定	31

クレアサマリー「海外事務所だより」シリーズは、各事務所から適宜送付されるニュースをサマリーとしてまとめて1冊の冊子にしたものです。できる限り最新情報を掲載することとしていますが、編集等によるタイムラグがあることについては、ご容赦ください。

1 ニューヨーク事務所

(1) アメリカ合衆国の最近の動向

① 連邦政府、州間高速道路の速度規制撤廃により州の裁量拡大(1995年11月分)

1974年ニクソン政権時代に設定された州間高速道路の55マイルの速度制限を撤廃する法案が11月17日下院を通過し、同28日にクリントン大統領の署名を経て12月8日以降、各州政府が独自の制限速度を設定することができることになった。

同法は、1) 55マイル速度規制の撤廃、2) ヘルメット着用義務の廃止、3) メートル法による距離標識設置義務の撤廃、4) 路面材料への古タイヤ使用義務の撤廃、5) 州政府による21才以下の運転者に対する飲酒運転規則の強化等を内容とするもので、連邦政府の規制緩和を企図する共和党の選挙綱領の一つにも採り上げられていた。

11月末日現在カンザス、ネヴァダ、ワイオミングの三州が75マイル、ミズーリ、オクラホマ、テキサス、サウス・ダコタの4州が70マイル、カリフォルニア州が65マイルとする方針を決定しているほか、モンタナ州は速度制限を撤廃することとしているが、州の裁量が拡大するため、各州とも同法を大いに歓迎している。

20年前にはオイル・ショックを契機とした省資源のための速度制限という名目が付せられていたが、今回、連邦政府による規制緩和と権限の委譲の観点から同法改正が図られたものである。

財源未措置強制事務改革法の立役者で今回同法成立にも尽力したダーク・ケンプソーン上院議員（共和党、アイダホ州）は、12月4日州政府協議会年次総会の席上、同法の改正について、「連邦政府による規制を削減し、州政府の裁量の幅を広げることは現在選挙民が最も求めていることであり、この国を正しい方向に導くものである」と述べ、各州代表者から大喝采を浴びた。

② 1995年知事選・地方選の結果と評価(1995年11月分)

昨年11月8日の中間選挙で共和党が史上空前の躍進を果たし、連邦下院は40年ぶり、連邦上院も8年ぶりに多数を奪回したことは周知の通りである。

今年のエレクション・デー（いわゆる全国統一選挙日）は、昨年の中間選挙と1996年の大統領選挙の谷間に当たる年で、国政レベルの選挙は実施されなかったほか、知事選もケンタッキー、ミシシッピの南部二州で行われたにすぎない。また、州議会議員選挙もヴァージニア、ミシシッピ、ニュージャージ、メインの四州で実施されたにすぎないが、共和党の一層の躍進が成るか否かに注目が寄せられていた。

この結果、ケンタッキー州では民主党のポール・パットン副知事が共和党のラリー・フォーギー候補を下し、また、ミシシッピ州では共和党現職のカーク・フォーディス知事が州務長官ディック・モルパス候補（民主党）を破り今世紀共和党知事として初の再選を果たした。しかし、ミシシッピ州副知事には民主党のロニー・マスグローブ候補が現職共和党副知事を破って当選したほか、州上院の共和党議席を2議席失うこととなった。

ヴァージニア州においては、小ギングリッチと称されるジョージ・アレン同州知事及び共和党は、今回の州上下両院選挙を自らの一年目の業務評価とギングリッチ連邦下院議長への信任投票と位置付けるとともに、昨年の知事選の勝利並びに同党所属議員数増加の余勢を駆って、議会の主導権を一気に掌握する事を期待していたが、州下院は民主党52議席、共和党47議席独立系1議席に終り、州上院は2議席増の同数両党20議席ずつにまでこぎつけるに止まった。同州は、民主党副知事が上院議長となるため、賛否同数の場合に上院の判断は、なお民主党の主導によることとなる。このことは、共和党の期待が大きかっただけに、大きな痛手となった。

大都市市長選は、ヒューストン、フィラデルフィア、ボルティモア、インディアナポリスで行われたが、いずれも現職の再選が成り変化は見られなかった。サンフランシスコは、現職ジョーダン市長と前カリフォルニア州議会下院議長ウィリー・ブラウン氏の同点決勝となり、同日以後の決戦に持ち越された。

総じて、1992年の大統領選挙終了後、無敵であると考えられた共和党にとって今回の選挙は期待はずれの結果となり、来年の大統領選挙を含む国政選挙において共和党が退潮する悪い兆しではないかと見られている。

③ カリフォルニア州住民提案第187号に違憲判決(1995年11月分)

11月20日、マリアナ・R・フェルザー連邦地裁（ロスアンジェルス地区）判事は、不法移民への教育、福祉、医療サービスの提供を拒絶することとしたカリフォルニア州の住民提案第187号の主な条項について違憲判決を下した。フェルザー判事は判決の中で、「カリフォルニア州が連邦政府よりその執行権限を委任され予算措置を受けている初中等公教育、社会福祉制度、及び医療保険制度から不法移民を閉め出す条項は、連邦最高裁の判例に抵触することとなり無効である。また、教師、学校管理者、医療機関管理者に不法移民の調査と報告義務を課す条項は連邦政府に属する移民規制権限を侵すこととなり無効である」としている。

一方同判事は「偽の移民証書を偽造し、売買することを取り締まる権限については連邦政府が留保しているものではない」として、公立大学からの不法移民締めだし条項とともに州政府による規制権限を認めた。

米国内に在住する不法移民400万人のうち、160万人が居住するカリフォルニア州では、患者の過半数が不法移民で占められていたロスアンゼルス郡の公立病院が財政危機のため閉鎖寸前に追い込まれるなど、不法移民に要する費用の増嵩が納税者を苛立たせて

いる。しかし、187号に対しては、昨年11月8日中間選挙時における承認直後、8本の差し止め請求が州ならびに連邦裁判所に提起され、ほとんどの条項がこの一年間停止状態にあった。

同判決について、人権擁護団体はおしなべて歓迎の意を表している一方、同住民提案187号を支持してきたピート・ウィルソン知事は「最も望まない結果だ。提案187号はこの国の移民制度を律するためでなく、州の行政サービスが合法に移民した人々に行き渡ることを確かにしようとしたものである。」と遺憾の意を表している。また、ダン・ラングレン同州司法長官は「この問題はこれから長い道のりの第1ラウンドにすぎない。まだ5分5分だ」として、最終的には、1982年の最高裁判例変更をも念頭に置きながら、連邦第9控訴裁判所に控訴する構えを見せており、最終決着までにはなお時間を要するものと見込まれる。

④ オレゴン州、米国初めての郵便投票実施(1995年12月分)

12月5日、オレゴン州において国政レベルの選挙としては米国で初めて郵便による投票が実施された。ボブ・パックウッド連邦上院議員がセックス・スキャンダルにより辞任したため、その空席を埋める予備選挙が行われたもので本選挙は1月30日に実施されることとなっている。

この予備選挙の投票が締め切られた段階で、オレゴン州では早々と郵便投票成功の勝利宣言を行った。今回は、まず、投票日の3週間前までに150万通の投票用紙が有権者に郵送された。その結果、昨年行われた連邦議会議員予備選挙の投票率43.3%と比較し、今回の投票率は投票日前日の12月4日現在52%と、投票率が上昇した。また、投票場を借り上げる必要がなくなったこと、投票箱を設置する必要がなくなったこと、投票管理人を置く必要がなくなったこと等により、州政府は100万ドル以上節約をすることができ、今回の選挙では、160万ドルないし180万ドル程度の支出で済むと見積もられている。

同選挙には民主党候補にロン・ワイデン並びに、ピーター・デファジオ両連邦下院議員が名乗りを上げ、共和党候補としては、ゴードン・スミス・オレゴン州上院議員、ノーマ・ポーラス州教育長、ジャック・ロバーツ州労働局長が名乗りを上げていた。最終的には、民主党からワイデン候補が、共和党からはスミス候補が、やはり郵便投票によって行われる1月30日の本選挙に望むこととなった。

フィル・キースリング州務長官をはじめ州政府側はこの郵便投票を無条件の大成功としているが、何人かの政治学者らは、郵便投票は不正や違反のおそれがあるとして懸念を表明している。

⑤ 全米を先導したニュージャージー州知事の減税政策(1996年1月分)

1月30日、クリスティン・トッド・ホイットマン・ニュージャージー州知事（共和党）は予算方針演説を行い、総額159億8千万ドルにのぼる新年度予算原案を提示した。同予算原案は、6月30日に年度末を迎える今年度予算対比で1億2千4百万ドルの減額となっている。

ホイットマン知事は、予算方針演説の中で、「三年間で州所得税の30%削減」との選挙公約が二年間で達成され今月から完全に実施されていることを報告し、また、所得税率の削減にもかかわらず税収が増加していると述べ、減税推進知事として州民の信頼をより強固にするとともに、同州の財政運営に自信を示している。

ブライアン・クライマー同州財務長官の見積もりによれば、新予算では同州経済が穏やかな成長をすることを期待して、現予算年度と比較し税収全体で1億5千2百万ドルの増と計算し、所得税についても6千3百万ドルの増収を見込んでいる。

ホイットマン知事にとって三度目の予算編成となる新予算案は、各州の共和党知事の福祉政策に同調し、生活保護受給者数を現在の11万7千人から10万9千人に減らす一方、就職奨励策を盛り込んでいることが特徴とされるが、このほか、市町村税である財産税相当額を州所得税から控除することを認める条項も含まれている。

しかしながら、同知事の就任以来、二年間で州歳出は合計で約7億ドル増加しており、公約の所得税の削減が120億ドルの歳入減と見積もられるほか、州最大の雇用者AT&Tが7千人の解雇を発表するなど同州の景気が減速傾向を示していることにより、同州予算を巡る環境は非常に厳しいと言える。このため、予想外の税収不足に備え、現行予算年度での節約分約5億7千万ドルを新年度の予備費に充当するとしている。

ホイットマン知事は、中間選挙の前年1993年11月の州知事選で現職（民主党）のフロリオ知事を僅差で破って94年1月知事に就任した直後、州経済不振の折柄減税を敢行し全米から注目を集めるとともに、その後の共和党各州知事の減税政策等を先導してきた実績を持っている。

ドール上院議員の指名により副大統領候補となる可能性も高いため、ホイットマン知事の今後の福祉政策、減税政策、経済政策のさばき方が注目されることとなろう。

⑥ 縮減続くニューヨーク市の新年度予算原案(1996年1月分)

1月31日、ルドルフ・ジュリアーニ・ニューヨーク市長は、1996年7月1日から始まる新年度予算原案を公表した。予算総額は約310億ドルで、現行予算対比約5%の縮減となっている。

ジュリアーニ市長は、社会の最弱者（例えば問題児、老人及び病人や障害者）の権利を擁護することを最重点課題として、同予算原案の編成に当たったとしている。

まず、歳出案のうち主なものは、1) 生活保護費受給資格を厳格にすることで22億ド

ルの歳出削減を見込んだのを始めとして、社会福祉予算を6. 1億ドル、率にして17.6%の縮減を行う、2) 市内の病院に対する補助額を削減し、人員整理を行うことで2億ドルの縮減を行う、3) 教育関連予算の1. 6億ドルの削減、4) 衛生局関連のうち廃棄物収集、リサイクリングに係る経費の0. 6億ドルの削減、5) 市内美術館、図書館に対する補助・管理経費を0. 2億ドル削減する、等いずれの項目も支出削減となっている。

また、歳入については、1) 連邦及び州政府からの補助金を8億ドル、2) ワン・ショットと呼ばれる市有財産の売却で、WN Y C - TVと呼ばれる市営放送局等の売却予想額を3億ドルと見込み、3) 裁判係争中であるがポート・オーソリティーに対するケネディー空港及びニューヨーク空港の貸付料について、これを値上げすることによって2. 4億ドルの增收、を通常の一般財源に加えて見込んでいる。

ニューヨーク市では、ジュリアーニ市の市長就任以来3年連続の予算削減を予定している訳であるが、1) 市内の経済状況が改善の兆しを見せているものの、行政サービス経費の増嵩を十分賄うほどの税収を生みだすまでに至っていないこと、2) 期限切れとなる12. 5%の個人所得税の付加税相当分の更新を行わないことで、実質減税を実現しようとしていること、3) 連邦・州両政府ともに財政赤字に苦しんでおり、市の期待通りの財政補助が受けられそうにないことなど、歳入面での不安材料が多く、6月の予算最終決定に達する過程で一層の予算削減を行うか、減税をあきらめる必要があるものと見込まれている。

補助金の削減に直面している慈善団体の代表者や学校関係者は、弱者を擁護する予算とは歌い文句だけで、実際は社会的弱者切り捨て予算だと市を強く批判している。また、ムーディーズやスタンダード・アンド・プアーズ等の債権格付け会社でも同予算原案の実効性に疑問を呈し、市の借り入れ能力の格付けを引き下げるかもしれないと警告している。

⑦ 全米知事会、健康保険制度及び福祉制度改革に独自案を発表(1996年2月分)

2月6日、全米知事会（会長トミー・トンプソン・ウィスコンシン州知事）は、ワシントンD. C. での年次総会で、低所得者に対する健康保険制度並びに福祉制度に関する改革案を全会一致で採択し、これを公表した。

「現行の健康保険制度は、連邦・州合計で2800万人に1400億ドルの費用を負担しているが、同経費は毎年対前年比10%を超える勢いで伸びており、米国の長期経済成長を抑制する要因となっているため、政府の補助を真に必要とする低所得者に医療扶助を保証し、また、州が限られた予算を最大限に有効利用できる様な柔軟性を持った医療保険制度を構築することが重要である。」と決議文の中で述べるとともに、1) 国の最弱者に対する基本的な医療扶助は、保証されること、2) 医療保険費の増嵩は抑制する必要があること、3) 州政府には効率的な医療保険制度の創設及び実施のために最大限の自由裁量権が与えられること、4) 州政府は、経済変動や人口構成等の変化等によって予期せぬ支

出増から保護されること、の改革4目標を掲げている。

また、社会福祉制度については、1)生活保護は暫定的なもので仕事の獲得に繋がるものでなければならないこと、2)両親は子どもの保護・養育に責任を持たなければならぬこと、3)子のある低所得者の就労を可能にするため、保育園が用意されなければならないこと、等を福祉制度改革成功のためのガイドラインとして示している。

両改革案は、医療保険・福祉制度改革について第104国会で共和党により唱導された、連邦政府から州政府への一括補助金と制度の立案・実施における州政府の裁量権の拡大を求めている点で共通している。

同提案に対して、クリントン大統領は「超党派の知事の意見を積極的に評価したい」とし、ボブ・ドール上院院内総務は「大変意義深い」と両者とも好意的なコメントをしている。しかし、民主党内では、低所得家庭から生活保護費受給権を一部でも取り上げることについて強固な反対があり、また共和党内には生活保護受給者に対する就労要求と婚外子防止項目が手ぬるいとの批判がある。分権化はおおいに歓迎されるべきものと思われるが、民主党系のニューヨーク・タイムズ社説は、福祉水準の地域間格差をもたらすものとして強い批判を加えている。

⑧ ルイジアナ州、低所得者向け医療保険制度民間委託の動き(1996年2月分)

マイク・フォスター・ルイジアナ州知事は、同州の320億ドル規模の低所得者向け医療保険制度を民間委託化し、サービスに応じて利用料金を支払う制度を導入する方針を示した。

80万人の同医療保険受給資格者を抱えるルイジアナ州は、人口一人当たり最大規模の慈善病院を経営しているが、以前からその費用効率の悪さが指摘され、医療サービスについても、連邦政府による最低基準を守っていないとの批判があった。また、同州の低所得者向け医療保険制度は1990年代の前半、毎年率にして30%以上の伸びを示しており、連邦政府から、州の規模にしては不釣り合いな程多額の補助金を受けてきた。

今回の改革は、1)同医療保険制度の管理運営を民間の健康管理機関に委託する、2)在宅医療サービスに経費のかかる病院やナーシング・ホームの利用をやめる、3)同医療保険受給者に医療費の一部負担を求めて不必要な医療サービスの過剰利用を防ぐ。ただし、妊婦、21歳未満の子供、ナーシングホームや病院に入院中の者は、対象外とする、4)全米で最高の利益率を誇るナーシング・ホームに対する同医療保険からの支出割合を大幅にカットする、等を内容とするものである。

フォスター知事は、「ルイジアナをどのようにして非効率な医療サービスの供給者から、効率の良い医療サービスの買い手にするか」が、今回の改革の目指すところで、「同医療保険の受給者や、健康保険を自分でかけられない困窮者にはこれまで通りのサービスが受けられる」と説明している。

この改革が成功すれば、全米各州の先駆的事例になるものと見られるが、医療サービス一部負担金を支払うことの出来ない者からの激しい反発が予想される他、同州議会に強い影響力を持つナーシング・ホーム協会が利用料金圧縮案に強く反対しており、今後の展開は予断を許さない。

⑨ 7年ぶりの全国教育サミット、厳格な教育基準設定で合意(1996年3月分)

公教育改革を議題とする7年ぶりの全国教育サミットが、3月26、27日の2日間にわたりニューヨーク州パリセイズのIBM会議場で開かれ、40人の州知事と49人の主要企業トップが出席した。1989年に当時のブッシュ大統領が召集し全米の知事が一堂に会した前回のサミットと異なり、今回の会議は、昨年夏の全米州知事会議で基調講演を行ったルイス・ガストナーIBM会長の発案とこれを全面的に支持した全米知事会長(1995~96年次)のトニー・トンプソン・ウイスコンシン州知事の主導によって開催されたものである。

7年前のサミットで全米知事は、高校卒業率の90%への引き上げなど8項目からなる一般的な教育目標に合意したもの(これらは1994年の「アメリカ国家教育目標2000年法」にも取り入れられた)、現在では目標年次である西暦2000年までの達成は困難視されている。そこで、大まかな教育目標ではなく生徒が習得すべき明確で具体的な基準づくりを主要テーマとして、公教育改革が各州の最優先課題であることを示すために開催されたのが今回の会議である。

その結果、各州知事の間では、国際競争力のある教育基準とその基準の達成度を測定する評価法を2年以内で開発することで合意に達し、各企業のリーダーは、成績証明書等生徒の学業記録を採用決定の際に考慮するとともに、州ごとの教育基準や学力達成水準を企業の立地先決定時の優先要素とすることに合意した。

アメリカ教員連盟の昨年の調査によれば、カリキュラムの一部として使用可能な明確な基準を有する州の数は13に過ぎない。一方、教育は地方の問題であるという認識から、各州の間では連邦政府主導による国家教育基準設定には抵抗が強いが、各州(あるいは学校区)が異なる基準を設定した場合にはその整合性、有用性が問題となる。この問題に対処するため、今回の会議では、基準及び評価法開発に関し各州間の情報交換と調整に役立てるため独立した非政府機関を創設することも決定された。

アーカンソー州知事時代に前回会議で中心的役割を果たしたクリントン大統領は、会議最終日にスピーチを行い、国家基準設定の試みの不成功を認めたうえで、各州による厳格な教育基準づくりへの支持を表明した。貧困や犯罪など米国の公教育は単に基準を設定するだけでは解決できない問題を抱えているものの、基準の明確化とその評価が教育改革の出発点であることが再認識された点に会議の意義があり、各州知事による実際の取り組みが注目される。

⑩ 連邦最高裁、州政府へ連邦法履行を求める訴訟を違憲と判決(1996年3月分)

連邦最高裁は3月27日、5対4の小差で、インディアン部族はカジノ設立に関し誠実な交渉を怠った州政府を連邦裁判所に提訴できると定めた「インディアン賭博規制法(Indian Gaming Regulatory Act of 1988)」の規定は、連邦政府による州政府の主権侵害であり違憲との判決を下した(セミノール部族対フロリダ州事件)。

インディアンに関する行政は連邦政府(内務省)に属し、もともと部族政府は州政府の管轄下に置かれるものではないが、インディアン居住地におけるカジノの急増に伴い、一定の条件のもとで州政府の関与を認めるために制定された連邦法が、インディアン賭博規制法である。この判決によって連邦裁に対する提訴権を否定されたセミノール部族には、州裁判所に提訴するか、連邦内務長官に調停を求める道が残されることになった。

このような個別の効果以上に本判決が意義を持つのは、最高裁が、憲法に基づく政府(連邦・州)間の権限配分を根本的に見直す過程にあることを鮮明にした点である。

すなわち、合衆国憲法修正第11条は「合衆国の司法権は、一州に対し他州の市民によって提訴された訴訟には及ばない。」と定めており、1890年最高裁判決(ハンズ対ルイジアナ州事件)では、その州の住民であるか否かにかかわらず連邦裁へ州政府を訴えることはできないとしていたものの、その後様々な連邦法施行の必要から次第にこの制限が緩められ州政府への提訴は許容されるのが近年の判例となっていた。これをくつがえし「州際通商条項」(憲法第1条第8節)に基づいて制定された連邦法は連邦裁判所を通じて州に強制することはないと明言したのが今回の判決である(州際通商条項は、連邦議会に州際通商の規則権限を付与したものであるが、この条項に基づき、環境、教育、健康保険、経済開発等ほとんどすべての政策領域にわたり州際通商に影響があるという根拠で、数々の連邦法が制定されているのが現状である)。

既に昨年4月には、同じ判事で構成された最高裁が「学校区域内銃砲規制法(The Gun Free School Zone Act of 1990)」は、州際通商とは何ら関係なく無効の法律であって銃砲規制は州に権限に属すると判示している。これは、政府間関係の転換を迫る重大な判決として注目を集めたが、州への権限移行を示す今回の判決もその延長上にあるものといえる。

今回の判決でも「平等保護原則」(憲法修正第14条)違反を理由にした州政府提訴は可能としており、また、個人ではなく連邦政府が連邦裁に提訴することも依然として可能と考えられるなど一定の制約を持つが、本判決が他分野の法律へ及ぼす実質的影響については今後の事案を通じさらに明らかにされるものと思われる。

(2) カナダの最近の動向

① 銃砲規制法案の成立と銃砲登録制度の発足(1995年11月分)

カナダ連邦議会上院は11月22日、議論を呼んでいた銃規制法案を採択し、賛成64、反対28（棄権7）で原案通り可決した。自由党政権の懸案であった同法案は下院を通過後、上院の委員会審議に付されていたが、野党進歩保守党から銃の登録漏れに対する刑罰規定を削除する修正案が出されるなどして、一時は会期切れ廃案も懸念されていた。しかし、最終局面で8名の進歩保守党議員が党の方針に背き修正案に反対する意向を示したことも手伝い、やっとのことでの法案の成立にこぎつけた。

この法律は、すべての銃火器の登録を義務づけ、銃を使った犯罪の刑罰を重くするもので、銃の所有者、先住民（インディアン等）、中西部諸州等が強く反対していたが、法案の国会提出9カ月を経てようやく成立した。

現在カナダには約700万丁の銃火器があると推定されているが、現在登録されているのはそのうち120万丁にすぎない。今後は、登録を怠ると2,000ドルの罰金から最高懲役10年に処される。また、犯罪に銃を使うと最低懲役4年になる。法案の通過を受けてクレティエン首相は「この法律により、カナダはアメリカのようにならずに済む」と抱負を語っている。

② ケベック州への特権付与法案と反応(1995年11月分)

ジャン・クレティエン首相は11月29日、ケベック州を「特別な社会（a distinct society）」と認める決議案を国家に提出した。1) 国会は、ケベック州がカナダ連邦内の「特別な社会」であることを認識する、2) 国会は、ケベック州がフランス語系住民が多数を占め、独自の文化と民法の伝統を持つ「特別な社会」であることを認める、3) 国会は、上記事実を今後の指針とすることを確認する、4) 国会は、すべての政府機関が上記事実に関する認識を持ち、上記事実を今後の指針とするよう促すこととする、という決議案である。

同時にクレティエン首相は、1) 憲法改正に対して、オンタリオ、ケベック2州と、大西洋沿岸地域及び西部地域に拒否権を与える（拒否権は上院を含む国家機構の改革や新州創設にも適用されるものとする）、2) 憲法改正案は、国会提出前にオンタリオ、ケベック両州と、大西洋沿岸地域及び西部地域の各2州（人口で50%以上）の同意を得なければならない、とする法案も提出した。

提案に際してクレティエン首相は、「先のケベック州民投票のキャンペーン期間中、ケベックに連帯を訴えた英系カナダはケベックの独自性を認めなければならない」とし、「これでケベック連合のブシャール党首も連邦政府を非難できないだろう」と自信のほどを語っている。これに対しブシャール党首は「特別な社会」の認知については、「憲法への明文化を求めているケベック州自由党の要求にさえ応えておらず、とうていケベックを満足

させるものではない」と強く批判している。また、改革党のプレストン・マニング党首は、「ケベック州にいっさい特権を与えず、また州内の少数派の権利が保障されない限り、決議案には反対投票をする」と語っている。

各州の反応を見ると、ブリティッシュ・コロンビア州のマイク・ハーコート首相が「BC州はオンタリオやケベックに権力をゆずることに同意しない」と強く批判しているほか、オンタリオ、アルバータ両州首相も批判的コメントを発表している。これに対し、ニューファンドランド、プリンス・エドワード・アイラント、ニューブラウンズウィック及びノヴァスコシアの大西洋沿岸4州は、クレティエン首相の提案を支持する意向を表明している。

③ 岁出削減関連法案オンタリオ州議会で可決(1996年1月分)

大幅な歳出削減の実効を上げるためにオンタリオ州の進歩保守党ハリス政権が提案した法案「Bill-26」が1月29日に採択された。同法案は、既存の州法40本以上も一括改正する大型包括法で「節約再編法」(the Saving and Restructuring Act)と称される画期的な法律であるが、同日77対47と、進歩保守党の賛成多数で可決された。

同法は、1) 地方自治体の各種使用料導入権限の容認、2) 州政府の自治体境界変更権限の容認、3) 州保険相への病院閉鎖、統合権限の付与、4) 生活保護受給者、高齢者からの処方箋作成費2ドルの徴収、5) 年収1万6千ドル以上の高齢者の薬品代の一部有料化、等の内容が含まれている。

法案成立を受けて、オンタリオ州の前首相、ボブ・レイ新民主党党首は「ハリス政権は使用料を導入しないとした公約を破った」と厳しく批判している。同法案の審議に当たっては昨年12月、野党議員が議場に座り込んで早期採決に反対したため、1月に入って州内各地で公聴会を開いてきた。その過程で政府は、自治体にガソリン税、人頭税などの徴税権を認めないと約160件の修正に応じた。しかし、採決日には、議事堂の外に法案に反対するデモ隊約250人が集まり、警備の制止を振り切って議事堂に入ろうとした10人が逮捕されるなど、混乱の中で法案は成立したという経緯がある。

同法は、州政府に極めて強大な権限を付与する内容となっているため「法の支配」の原則に抵触するのではないかという重大な疑問が専門家から呈せられていることに留意する必要がある。

④ オンタリオ州における歳出削減等をめぐるストライキ(1996年2月分)

大幅な人員カットなどをめぐるオンタリオ州の労使交渉は合意に達しないまま交渉期限の26日午前零時を迎えると、オンタリオ州公務員組合(O P S E U 加入6万7千人)は州内一斉にストライキに突入した。同州で公務員ストが行われるのは初めてであるが、同ストには警察、救急隊員などを除く5万4千人が参加している。

25日夜、同組合のカッセルマン委員長が「可能な限り組合員をストに動員し、使用者側に最大限の打撃を加えろ」と語っているのに対し、組合交渉の州責任者であるジョンソン行政管理長官は、スト中の代替要因について「今の段階では考えられないが、長期化するようなら当然のことながら検討しなければならない」と述べている。2月末現在、ストは継続中で、自動車免許証やヘルスカードの発給、不動産登記などの市民生活に密着した事務はほぼマヒ状態に陥っている。

一方、オンタリオ州ハミルトンでは、州の歳出カットと労働法改正に反対する労働組合のゼネストが23、24日の両日行われた。組合側は2日間で10万人がストに参加したと発表している。

これらの動きに対してハリス州首相は（進歩保守党）、ストを「時代遅れの戦術」と切り捨て、80億ドルにのぼる歳出カット策は計画どおりに実施すると述べているが、進歩保守党の支持率はこのところ急激に下がってきており、ハリス首相も州内に広がっているカット反対の声を無視できない、との見方も強まっている。

⑤ ケベック州首相、独立問題よりも経済優先を強調(1996年3月分)

ケベック州のルシアン・ブシャール首相は、3月14日、早急な議会解散よりも通常の在任期間の統治継続を望む旨表明した（ケベック州議会は一院制で議員の任期は5年であるが、過去の通常の在任期間は4～5年である）。ケベック党がパリゾー氏のもとで政権をとった前回選挙は1994年9月であるので、この発言は、次回選挙の実施は1998年以降であることを明らかにしたものである。さらに、ブシャール首相は、次の選挙後までは州民投票は再び行わないとの誓約を繰り返し、独立を党州民投票が1997年秋に実施される可能性を否定した。

しかし、首相は、独立賛成派がわずか5万票差で勝利を逃した昨秋の州民投票の結果から、いずれケベックの独立は不可避であるとし、現在は独立問題よりも、州の経済改善と雇用創出に勢力を注ぐべき時であると主張している。

目下ケベックの経済情勢は明るいものではなく、赤字が第一の問題である。他のほとんどの州が黒字を予想している1995-96年度について、ケベックでは39億ドルの赤字が予測されている。その間、同州の累積赤字は750億ドルを記録し人口あたりでは前州で最高水準となる見込みである。さらに、昨年のケベックの経済成長率は1.8%であり、1993年の2.2%、1994年の3.9%に比べ停滞傾向にあることが、事態を悪化させている。

ケベック州政府は、3月27日に1996-97年度の支出見込みが410億9千万ドルとなることを明らかにしたが（正確な数字は、州予算が発表される4月末か5月初旬に公表される）、これは前年度に比べ11億7千万ドル減であり、実質的削減としては25年ぶりとなる。

州の経済を立て直した後ケベックを独立へ導くというブシャール氏の決意にも関わらず、最近（3月11～17日）の世論調査によれば、ケベック州民は、独立か、カナダ国内での権限強化による新しい連邦かのいずれかを選ぶとすれば、2対1の割合で後者を選ぶと答えている。世論調査の結果は、州民は、既存の連邦制度のもとでケベックとカナダとの新しい合意が形成されることを望んでいることを示している。

2 ロンドン事務所

① 政府予算発表(1995年11月分)

ケニス・クラーク蔵相は、28日、次期総選挙を睨んで重要な決め手となる政府予算案を発表した。予想された大幅な減税や、公共事業への臨時特別税はなく、手堅い内容の予算案にシティは概ね満足する一方、基準金利の引き下げを期待している。

冒頭演説でクラーク蔵相は、過去4年間に50万人の雇用が創出され、製造業者の投資額も今年度12%増が見込まれていることなどをあげ、国内景気が好調であることを強調した。1995年度の公共部門借入金(P S B R)については290億ポンドとし、国内総生産の伸びを2.75%と予測している。インフレ率も目標値の2.5%に向けて抑制されているとし、蔵相は、今回の予算案を「経済的にも社会的にも責任ある予算と説明した。

● 一般歳出

蔵相は、「経済を補強し、人々の要望に見合った」社会福祉制度の近代化を約束し、教育、医療、警察への予算増額を打ち出した。

国民保健サービス(N H S)予算は、来年度10億ポンド以上増額。さらに向こう3年間にわたり民間セクターから7億ポンドの追加投資を受けることを約束した。また、教育予算を8億7千8百万ポンドに増額するとともに、向こう3年間で警察官を5千人増員、防犯用監視カメラの増設も約束した。

社会保障予算については、向こう3年間で毎年1%ずつ増額するとともに、社会保障手当の不正申請の取り締まりを更に強化する方針とした。

● 所得税

基礎控除額を240ポンド、既婚者の税額控除額を70ポンドそれぞれ引き上げる他、課税率20%の所得枠の下限を7百ポンド、課税率40%の所得枠の下限を1千2百ポンド、それぞれ引き上げる。

現在25%に基本税率を24%に引き下げ、経済成長の進み具合に応じて最終的に20%への引き下げを目標とする。

基本税率の範囲内の納税者に対し、銀行及びビルディング・ソサイエティーの預金利息の課税率を一律20%にとどめる。

● 間接税

1996年3月からフットボール賭博への課税率を5%に、それ以外の賭事への課税率を1%に引き下げる。

たばこの税率(20本入り1箱)は15ペニス、シガーは1箱6ペニス増税される。

ビール、ワインの税率は据え置かれ、スピリットの税率は4%引き下げられた。

ガソリンは1リットルにつき3.5ペニス増税され、スーパー無鉛は1996年5月

からさらに1リットルにつき3.9ペンス引き上げられる。

道路税は、5ポンド引き上げられ、年間140ポンドとなる。

② 政府がスコットランド地方分権案を発表(1995年11月分)

労働党と自由民主党の議員で構成されるスコットランド立憲会議は11月30日、スコットランドに議会を設立する地方分権計画の詳細を発表した。これに先立つ10月29日、政府もスコットランド出身議員72人の権限拡張案を発表し、形勢挽回を試みた。

フォーサイス・スコットランド相は、下院において、スコットランド地方出身議員で構成されるスコットランド大委員会のスコットランド各地における開催回数を増やし、スコットランド省担当大臣への質疑や法案審議、公聴会の実施に加え、首相や蔵相以下閣僚に対する質疑を行なう権利を与えるなどの一連の政策を発表した。しかし、同委員会が大多数を野党議員に占められていることから、政府が委員会に付託する法案は、すでに大筋が決定しているものに限られると見られている。

フォーサイス相は、同提案によりスコットランド議会の必要性は消滅すると主張したが、影のスコットランド相ロバートソン議員は、この提案を「詐欺同然」と一蹴、同委員会は「実権を持たないおしゃべり」に成り下がり、閣僚への質疑も「巡業サーカス同然」と批判した。

③ 通貨統合参加につき首相が国民投票を検討(1995年12月分)

15日から2日間スペインのマドリードで開かれた欧州連合(EU)臨時首脳会議で、通貨統合を1999年1月に発足させ、単一通貨の名称を「ユーロ」とすることが決定された。

これにより、英国は、早くも2年後に通貨統合参加の意志を問われることになり、保守党、労働党ともに、参加のいかんを国民投票に委ねることを次期総選挙の公約とすることが避けられないものと見られている。

クラーク蔵相は、「99年ないし2000年までに『欧洲北部の』EU加盟国が通貨統合に参加する可能性は60%と述べた。また、次期政権中(2002年まで)は通貨統合不参加の立場を取ることを次期総選挙の公約には含めないと主張しており、保守党内の反欧州派の怒りを招いている。

一方メージャー首相は、「通貨統合の次期が早まればEUは混乱に直面し、貿易戦争の恐れもある。」と警告。英国の参加を巡って国民投票を実施する可能性を示唆した。また、ごく一部の加盟国しか参加条件を満たしていない現状で単一通貨の名称決定に踏み切ったことについて、「妊娠もしていないうちから赤ん坊の名前をつけるようななもの」と揶揄した。

④ 道路沿いの名所案内の規制緩和(1996年1月分)

政府は、道路沿いの観光スポット標識に関する規制を緩める方針を明らかにした。環境保全団体はこれにより田園地帯の美観が損なわることを憂慮している。

茶色地に白抜きで動物園やテーマパークなどの方向を示したこれらの標識は、現在、年間25万人以上の利用者がある施設にしか認められていないが、規正緩和後は地方団体の裁量に委ねられことになり、パブ、レストラン、美術館、自動車専用道路等、各種の施設にも標識設置への道が開ける。

環境省のワツツ道路担当大臣は、規制緩和により観光関連ビジネスの発展が期待できるとした上で、「各地方団体は、看板が増えすぎないように自重する必要がある。」と釘をさした。

イングランド田園保全審議会は、これが引き金となって路上広告が野放図に増えていく可能性を憂慮して、この設置に反対している。

⑤ クラーク蔵相、公共支出据え置きを主張(1996年2月分)

クラーク蔵相は2月6日、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスで講演し、向こう数年間の公共支出を一定レベルに維持する必要性を説いて、保守党右派による公共支出大幅削減要求を退けた。また、福祉制度の急激な改革は、「昨年度末パリ市街で発生した暴動のような」社会不安につながりかねないと警告した。

蔵相は、今後3年間公共支出を実質レベルでほぼ一定に保つようつとめ、これが数年間達成できるなら、経済がプラス成長を続ける限り公共支出削減レベルを「現段階で明確にする必要はない」と主張。また1997年度に政府が公共支出を国内総生産(GDP)の40%に抑えることは可能であると重ねて強調したが、具体的な最終目標レベルについては言及を避けた。蔵相は先々週のフィナンシャル・タイムズ紙上で、「西側先進国経済の公共支出がGDPの40%を大幅に下回ることはまずない」と言い切ったが、その後メージャー首相は、35%まで削減する意向を発表。公共支出額をGDPと連携させるという長期目標では一致したものの、首相と蔵相との意志疎通の悪さを露呈した。

⑥ カウンシル・タックス増税－来年平均6.2%アップ(1996年3月分)

イングランドのカウンシル・タックス(地方住民税)は来年、平均6.2%引き上げられることが明らかになった。

カウンシル・タックスは住宅の不動産価値に世帯構成人数などを加味して、各自治体ごとに決められるが、Dクラス(市場価格68,000～88,000ポンド)の住宅に住むカップルの場合、全国平均で年間647ポンドとなる。

地域的にみると、ロンドン中心部では10.4%、ロンドン郊外では5.1%、地方都

市部では6.8%と増税幅にはばらつきがある。政治勢力別に見ると、労働党および自由民主党主導の自治体では総じて、保守党主導の自治体よりも高めに設定されている。政府保守党のモデル自治体であるロンドンのウエストミンスター区は、Dクラスで295ポンドと国内で最低。これについて労働党の自治問題スペークスマンは「ウエストミンスター区は、国庫財政から直接補助金を受けているが、すべての自治体がウエストミンスター区の住民1人当たりと同じ割合で補助金を交付されていれば、94%の自治体はカウンシル・タックスを徴収する必要がなくなる」と指摘した。

(英国に関する記事は「英國ニュースダイジェスト」を参考にした。)

3 パリ事務所

(1) フランス

① 過疎地域の経済活性化措置発表(1996年2月分)

ジュペ首相は、5日、1年前の国土整備法に沿って国土整備全国評議会(CNADT : Conseil national de l'aménagement et du développement du territoire)を設置し、この場で、過疎あるいは特に高い失業に悩む田園地方の活性化を狙った税制優遇措置を明らかにした。活性化地域に指定された田園部はフランス全土の40%をカバーする(ただし、その地区の住民は450万人)。柱となっているのは減税措置で、10日前後に政令が発布され次第直ちに実施される。政令に盛り込まれる減税措置は次の五つである。

- ① 事業税免除：同地区に新設される企業(工業、研究、調査、エンジニアリング、情報)の事業税(地方税の一つ)を5年間国が肩代わりする。
- ② 全中小企業の全ての不動産投資について、25%という特別有利な償却比率を適用する。
- ③ 社会保障負担のうち家族手当負担(雇用者のみが負担している)を軽減する。
- ④ 県に入る登記税を軽減する(住居購入の場合)。
- ⑤ 老朽化した住居を低家賃の賃貸住宅に修復する場合、国が資金援助する。

これ以外に別の政令で、雇用創出した企業に限り雇用者負担を1年間免除する(45人分)という措置が導入される。

なお、この評議会で、ジュペ首相は先に発表した、大都市郊外の問題地区の復興計画に関する、指定問題地区(700地区)を明らかにした。

同評議会には、5月に報告書を提出することが求められている。

② 社会保障の憲法改正案、採択(1996年2月分)

20日、ヴェルサイユで開催された国会両院合同会議で、憲法改正案が賛成681票(PRPとUDF)、反対188票(社会、共産)で可決された。採決に必要とされる投票数の5分の3は522票となる。この改革案は、政府が社会保障制度の構造改革の柱と位置づけながらも労使管理という社会保障制度の原則を打ち壊すことはできず、従って、改革案本文は「社会保障制度の財政法案は、制度の財政均衡の総合的な条件を定め、収入予想を考慮して支出目標を定める」と非常に大まかな内容であった。ファビウス社会党国民議会議員団代表に至っては、OVNI(未確認飛行物体：objet volant non identifié)をもじっ

てO J N I（未確認法的物体：objet juridique non identifie）と形容し、改正による国会介入は実態がないというほど。

しかし、今後社会保障制度の支出の伸び率を国会が決定し、この率が政府と労使間の協議ベースとなることは事実。国会の介入が社会保障制度の収支均衡という点で効果があるか否かは、増加率を超えた場合の罰則内容にもよるが、罰則に関してはオルドナンス（政令）で近々詳細が決まる。

③ フランスへの亡命申請と許可減少(1996年3月分)

外務省に3月1日提出されたOFPRA（亡命者と無国籍保護者フランス事務局）の年次報告によると、95年度のフランスへの亡命申請は2万1000人、94年比で22%減少した。減少は欧州全体に見られる傾向である（欧州全体では、17%減少）。シェンゲン協定国のうち1カ国で亡命申請を拒否された場合、他のシェンゲン協定国に再度申請を出すことができないことや、入国の条件が厳しくなっていること（入国許可書類の無い者を運んだ航空会社への処罰など）が背景にある。94年には亡命申請者のうち23.6%が亡命者のステータスを取得したが、95年には16.3%の減少。これは外国人受け入れ政策が厳しくなったことだけが原因ではなく、申請者の国籍が以前と変わっていることも一因となっている。例えば、93年の上位は、スリランカ、カンボジア、ラオス、ベトナムであったが、95年には、ルーマニア、アルジェリア、中国がトップ（この3カ国とも原則として亡命者のステータスは与えられない）。ルーマニア人（申請の20%）は、95年6月にOFPRAがルーマニアをジュネーブ協定の対象外とすることを決めて以来申請は全て拒否されている。

④ 年間労働時間、この50年間で430時間短縮(1996年3月分)

国立統計経済研究所INSEEの調査によると、フランスの平均労働時間は1950年代の年間1950時間から今日1520時間へと短縮された。有給休暇が増えたことと週当たりの労働時間が減ったことが主な理由となっている。週当たりのフルタイム労働者の平均労働時間は10年毎に1時間ずつ短くなっている。しかし、法定労働時間が週39時間に短縮され、有給休暇が5週間に延長された1982年以来、労働時間短縮のスピードは弱まっている。この事実と併せてINSEEが指摘しているのは、82年から、労働時間に関する交渉と決定の場が、それまでの国からそれぞれの産業部門あるいは企業レベルに移ったことである。

ちなみに、欧州で開催された労働時間に関するシンポジウムの総括で報告されたところによると、日本の平均労働時間は89年で年間2088時間であったが、その後4年間で175時間（8.4%）の減少と、欧州には例のない超スピードで時短が進行した。

⑤ 欧州委員会、フランスの「都市復興計画」を許可(1996年3月分)

3月27日、フランス政府が2月に提出していた「都市復興計画」に欧州委員会の正式許可が下りた。同計画は都市部の問題地区の復興を目指して、税制優遇措置をはじめとする産業誘致策が柱となっている。「免税地区」と通称されるこの対象地区の指定に関しては、欧州委員会の競争総局は厳密な条件を規定し、失業率14%以上、25才以下の人口が地区住民総数の36%以上、住民一人当たりの税金対象額が3535 フラン以下と設定。これは、委員会で満場一致で採択された。計画は5年計画で、最初の年が1億3500万フラン。人口30万人以上の35の地区が対象地区となる。計画が許可されたことで、指定地区での小企業(50人以下)新設に関して投資の26%を上限とした公的援助が認められることになる(通常は15%が上限)。

⑥ 首都圏住民の収入、地方より30%高(1996年3月分)

国立統計経済研究所INSEEの調査によると、イル・ド・フランス地域圏住民の可処分所得は地方の住民と比べて30%多い。調査は92年の場合で、同地域の住民1人当たりの平均年収は年間10万3600 フラン(税金支払後)で、地方の住民は8万300 フランだった。イル・ド・フランス地域圏に企業の本社が多いため、経営陣、上級管理職が多く賃金が高いこと、資産収入が多いことが理由である。イル・ド・フランス地域圏を除けば、アルザス地方がトップ。しかし、アルザスも1人当たりの平均年収は地方平均値を8%上回るだけで、地方間の格差は少ない。

賃金、社会手当(年金、失業手当など)、資産収入のうち、伝統的な工業地帯(北部と東部)では賃金の比率が高く、社会手当では、地中海沿岸地域で比率が高い。イル・ド・フランス地域圏では、賃金収入47.3%、資産収入10.8%、社会手当は21.6%。この対局がゴルシカで、社会手当は、37.7%に達する。

(2) イタリア

北部地方、22%の住民が独立を望む(1996年1月分)

イタリアの調査会社、ディレクタがイタリア国内の2000人を対象に行った電話アンケートによると、イタリア北部の独立を望んでいる人は、北部地方では22%に上っていることがわかった。イタリア全国では、南北分離を望んでいる人の割合は13.8%だが、北部地域では、22.1%、さらに北東部では27.4%に達している。一方、連邦制の導入について意見を聞いたところ、全国では41.9%が賛成、48.6%が反対と答えたのに対して、北部地域では53%が賛成、北東部では48.5%が賛成と答えた。

(3) ポルトガル

大陸時間からの離脱、閣議決定される(1996年2月分)

ポルトガル内閣は、16日、先に政府の諮問委員会が提出していた大陸時間からの離脱を勧告する答申を採用することを閣議で決定した。ポルトガルでは92年以来、欧州時間（ドイツ、フランスなどの大陸のギリシャを除く全ての欧州連合加盟国が採用する時間）を採用してきたが、ポルトガルは大陸の最西に位置するため、実際の時間とのずれが大きくなり、健康上の問題が大きいと指摘されていた。

この決定により、ポルトガルでは今年3月に夏時間への移行を行わないことで、他の大陸諸国と1時間の時差をつけることになる。（イギリスの採用するグリニッジ標準時となる）。

他方で弊害も予測される。リスボン証券市場はこれまで、ロンドンのシティより1時間早く取引が始まり、その時差を利用して、シティとの様々な協議が可能だった。時間の変更により、リスボン証券市場は大きな影響を被るというのが市場関係者の見方である。また、旅客航空会社も大きな影響を受けると見られる。

4 シンガポール事務所

(1) シンガポールの概況

① 1994年シンガポールGDP、アジア第2位に（1996年1月分）

世界銀行が毎年発行している国際統計資料『世界銀行アトラス』によると、1994年のシンガポールの一人当たりの国民総生産[GDP]は、世界第12位であった。これは、アジア諸国の中では日本につき第2位にあたる。

日本の一人当たりGDPの3万4630米ドルに対し、シンガポールは、2万3360米ドル。世界第3位の日本以外でシンガポールを上回るのは、1位のルクセンブルク（3万9850米ドル）、2位スイス（3万7180米ドル）、4位デンマーク（2万6580米ドル）、5位ノルウェー（2万6480米ドル）、6位アメリカ（2万5680米ドル）、7位ドイツ（2万5580米ドル）、8位オーストリア（2万4950米ドル）、9位アイスランド（2万4590米ドル）、10位スウェーデン（2万3630米ドル）、11位フランス（2万3479米ドル）と続いている。ちなみに、シンガポールの後は、ベルギー、オランダ、カナダの順になっている。

ただし、購買力平価[PPP]（1人あたりの国民総生産を米ドルに換算し、その国の購買力を評価したもの）を見ると、逆に、シンガポールは、2万1430米ドルで、日本の2万1350米ドルを上回る結果であった。シンガポールのこの数字は、ルクセンブルク、アメリカ、クウェート、スイス、香港には及ばなかったものの、デンマーク、ドイツ、オーストラリア、アイルランド、スウェーデン、フランスなどの先進国の数字を上回っている。

また、シンガポールにおける一人あたりのGDPの成長率を見ると、1985年から1994年までの過去10年間に、6.9%の伸びを示しており、アジア圏内では、タイの8.2%、韓国の7.8%につき、中国と並んで第3位の伸び率であった。

さらに、このレポートでは、経済成長と識字率や乳幼児の死亡率の関係についても触れ、識字率が高くなるに従って経済が成長することや経済成長の高い国は乳幼児の死亡率も低いことにも言及している。（1月4日付 ビジネスタイムほか）

アジア諸国における経済状況

	1994年G N P	一人当たりのG N P			85年～94年 平均インフレ率
		1994年	10年間伸率	94年購買力平価	
単位	一億USドル	USドル	%	USドル	%
中国	6、302	530	6.9	2、510	9.6
香港	1、263	21、650	5.3	23、080	9.0
インドネシア	1、676	880	6.0	3、690	8.9
日本	43、211	34、630	3.2	21、350	1.3
マレーシア	687	3、520	5.7	8、610	3.1
フィリピン	633	960	1.8	2、800	9.9
シンガポール	658	23、360	6.9	21、430	3.9
韓国	3、665	8、220	7.8	10、540	6.8
タイ	1、299	2、210	8.2	6、870	5.1

国際統計資料『世界銀行アトラス』より

(2) マレイシアの概況

① 新年度予算案発表～インフレ抑制と高経済成長率の維持が主眼 (1996年10月分)

アンワル副首相兼蔵相は、27日新年度予算案を国会に提出した。予算案は、インフレを抑制しながら、マレイシア経済の高成長率を維持していくことをめざしたもので、総予算額は前年度比2.4%増の554億6700万Mドル。うち412億6600万Mドルが経常支出に、142億100万Mドルが開発支出に割当てられた。

予算案の主眼となったインフレ抑制策のうち、不動産投機の抑制策として、不動産購入から4年以内に売却された不動産に係る不動産利得税の税率を最大10%引き上げる措置が取られたほか、不動産価格高騰の原因のひとつとされる外国人による不動産投機を押さえるため、外国人に対する不動産利得税率は一律30%に、また外国人による不動産取得に対して一律10万Mドルの課税が提案された。

また、過剰な消費の抑制策として、クレジットカードの最低支払額が月残高の10%から15%に引き上げられるほか、被雇用者積立基金(EFP)の被雇用者側の積立率の引き上げ、預金利息収入に対する課税免除措置の拡大等が提案されている。

さらに、製造業部門のコスト削減と事業効率の向上を図り、貿易自由化の流れに呼応するため、800品目の原材料、部品、設備の関税を撤廃するほか、10年間にわたって関税保護を受けていたプラスチック製品ほか710品目について輸入製品に対する十分な競争力がついたとして関税が引下げられることになった。また、サービスの輸出が主な原因

とされる経常赤字の改善を図るため、運輸、通信、公益事業のサービス業部門において政府が承認したサービスプロジェクトについて、税制上の優遇措置をとることとされた。

このほか、所得税の最高税率の引下げ、他の所得層における税率軽減や、老人、障害者等に対する税制上の援助措置の拡大も盛り込まれた。

(ニュー・ストレイツタイムズ 10月28日から)

(3) インドネシアの概況

① インドネシア政府96年度予算案を国会へ上程 (1996年1月分)

スハルト大統領は1月4日、96年度(1996年4月1日から1997年3月31日)予算案を国会へ上程した。予算総額は、前年度当初比16.6%増の90兆6164億ルピア(約4兆5300億円)で、歳入面では国内歳入(Domestic Revenues)が78兆2028億ルピア(約3兆9100億円)構成比86%を占め、開発歳入(Development Revenues)が12兆4136億ルピア(約6200億円)となっている。国内歳入の内訳は石油・ガス輸出税が14兆1201億ルピア(構成比18%)、石油・ガス以外の税収が64兆827億ルピア(構成比82%)であり、石油・ガス以外の税収は前年度比20.9%の伸びを見込んでいる。これは、石油・ガスへの依存度を減らし輸出型経済への転換を図っている政府の方針を反映したもので、特に輸出税は前年度比260%の伸びを見込んでいる。

歳出面では経常歳出が昨年度比18.8%増の56兆1137億ルピア(約2兆8000億円)開発歳出が昨年度12.1%増の34兆5027億ルピア(約1兆7200億円)、総額90兆6164億ルピア(約4兆5300億円)となる。

インドネシアは昨年8.64%のインフレを記録し、経済が加熱しており、経常赤字も国内総生産(GDP)の3.8%に当たる79億USドルに達していることから、アナリスト等は緊縮型の予算を予測していた。政府は経済の加熱鎮静に努め、新年度で経常赤字を68億7000万USドルへ縮小する目標を掲げているが、アナリスト等は、今回発表された予算は、拡大気味であり、目標の達成は困難であるとの見方を示している。

(1996年1月4日、5日付 ジャカルタポストより)

REVENUES	1995-96	1996-97	1995-96 vs 1996-97 (%change)	EXPENDITURES	1995-96	1996-97	1995-96 vs 1996-97 (%change)
A. DOMESTIC REVENUES							
I. Oil and natural gas	66,265.2	78,202.8	18.0	A. ROUTINE EXPENDITURES	47,240.7	56,113.7	18.8
1. Oil	13,275.6	14,120.1	6.4	I. Civil services	15,347.3	18,280.6	19.1
2. Natural gas	9,612.2	10,315.6	5.1	2. Rice allowances	12,416.3	14,763.0	18.9
II. Non-oil and non-gas	3,463.4	3,804.5	9.8	3. Food allowances	1,139.6	1,193.7	4.7
1. Income tax	52,989.6	64,082.7	20.9	4. Other benefits	835.0	1,121.5	34.3
2. Value added tax	19,238.6	23,706.0	23.2	5. Diplomatic services	511.2	710.3	38.9
3. Import duties	16,655.2	21,788.4	30.8		445.2	492.1	10.5
4. Excise tax	3,299.2	4,033.0	22.2	II. Goods procurement	4,745.3	6,589.0	38.9
5. Export tax	44.4	160.1	260.6	1. Domestic	4,457.1	6,257.5	40.4
6. Property tax	1,923.4	2,277.3	18.4	2. External	288.2	331.5	15.0
7. Other taxes	319.3	569.8	78.5	III. Subsidies to regions	8,409.4	10,012.3	19.1
8. Non-tax receipts	6,491.1	7,267.8	12.0	1. Personnel expenses	7,932.1	9,495.9	19.7
9. Fuel sales profit	1,475.3	827.8	-43.9	2. Non-personnel expenses	477.3	516.4	8.2
B. DEVELOPMENT REVENUES	11,759.0	12,413.6	5.6	IV. Debt Service Payment	18,214.9	20,226.8	11.0
I. Program aid	—	—	—	1. Domestic	318.8	290.6	-8.6
II. Project aid	11,759.0	12,413.6	5.6	2. External	17,896.1	19,936.2	11.4
Total	78,024.2	90,616.4	16.1	V. Other expenditures	523.8	1,005.0	91.9
				1. Petroleum subsidies	—	—	—
				2. Others	523.8	1,005.0	91.9
				B. DEVELOPMENT EXPENDITURES	30,783.5	34,502.7	12.1
				I. Rupiah financing	19,024.5	22,089.1	16.1
				II. Project aid	11,759.0	12,413.6	5.6
				Total	78,024.2	90,616.4	16.1

Source: The Ministry of Finance

(4) タイの概況

① 地域行政において女性がその能力を発揮できるチャンスが広がるようになる (1996年1月分)

タイのバンハーン首相は内務大臣も兼ねており、このほど内務省地方行政局に対して、郡長学校に (School for District Officers)で女性を受け入れるように、と指示した。タイの郡長学校では、毎年、将来郡長になるための候補生 60 ~ 70 名に対して、10か月程度の訓練を行っている。

1月6日付けのバンコクポストによれば、タイには現在すでに女性の県知事(Governor)はいるが、公務員規定(Civil Service Code)により、女性の郡長(District Chief) は1人もいない。しかしこの規定は最近変更され、この結果、女性でも郡長になることが可能となった、とのことである。

また、1月5日に開かれた全国の市長の会合の席上、バンハーン首相は、内務省は地方分権に関して明確な政策を持っているとした上で、地方が中央政府に反応しているだけでは、良い行政とは言えない、と述べた。首相はさらに、市長は国民に健康の害をもたらすような環境問題により注意を払うよう促すとともに、民間セクターを地元の開発事業に参画せたり、あるいは民間からアドバイスや専門的知識を受けるようにすべきである、とも述べた。

タイの地域行政は、内務省を頂点に 75 の県(Province)、県のもとに 688 の郡(District)

及び 101 の郡に準ずる支部(Minor District)がある。さらに、郡・支部のもとに 7、061 の行政区(Subdistrict)、65、310 の村(Village)があるという 4 層構造からなっている。(数字は 1993 年 12 月時点)

県は、地方行政(Provincial Administration)機関としては最も上に位置しており、内務省は国会の承認を得て県知事(Governor)を任命し、各県に派遣している。県知事は中央政府の政策・命令に従い、内務省各局及び関係各省から派遣された各種行政事務担当官を指揮し、行政全般を統括する。

郡は県と行政区との間に位置する行政機関であり、郡長(District Chief Officer)も内務省から派遣され、県知事同様、国の地方行政と地方自治体の行政とを行う。郡の役割は、地方の振興、職業支援、公衆衛生、地方レベルでの灌概事業、自然災害対策、また、区域内における治安維持に関する法令の施行など極めて広く、地域行政の中核となっている。郡役所には、郡長はじめ郡長を補佐する複数(通常 5~7 人)の副郡長(Assistant District Chief Officer)がいるが、いずれも内務省地方行政局の行政官である。郡長になるためには、郡長試験に合格しなければならないが、この試験は非常に難関となっている。

なお、タイの地域行政を担う組織としては、上記のほかにバンコク都、自治市町、特別市び衛生区があり、バンコク都の知事については、1975 年に知事が公選されたものの、その後は官選知事が続いていたが、1985 年からは再び公選制が復活している。(本稿は 1996 年 1 月 6 日付バンコクポスト、アジア諸国の地方制度(II)から橋本卓著「タイの地方行財政制度」及びタイ内務省発行「THAI PUBLIC ADMINISTRATION」等を参考にした。)

(5) フィリピンの概況

① 1996 年の国家予算成立(1995 年 12 月分)

ラモス大統領は、1995 年 7 月、議会に対して、3978 億ペソ(約 1 兆 5912 億円)の予算案を提出した。下院では、この額はほとんど修正されなかったのに対して、上院では、60 億ペソを削減した 3918 億ペソ(約 1 兆 5672 億円)の予算案が可決された。そのため、上院と下院による合同調整委員会が持たれた。結局、1996 年の国家予算案を 3948 億ペソ(約 1 兆 5792 億円)とすることで合意に達した。この予算案は、12月末、大統領の承認を得て成立し、1996 年 1 月 1 日からスタートした。

1996 年の予算は、1995 年の予算額(3698 億ペソ)に比べ、6.8% の伸び率を持つが、経済成長を持続させ、社会改革を推進することを目指したものであるといわれている。

教育文化運動省(Department of Education, Culture and Sports:DECS)には、従来から大きな予算配分がされているが、全国に 2 万 4 千の教室を増設し、国の教育システムを速やかに改

善するため、今回の予算額は700億ペソとなった。

農業省(Department of Agriculture : DA)の予算には、提案額の約2倍の235億ペソがついた。これには、米の価格安定と安定供給を考慮した、国家食糧庁(National Food Authority: NFA)に対する予算が含まれる。

公共事業省(Department of Public Works and Highways:DPWH)の予算も、経済発展に見合った速やかなインフラ整備と建設資材の値上がりを配慮して、提案額に対してわずかながら増額がされている。

その他、平和と秩序をもたらすため犯罪や暴力事件に対処する、内務自治省(Depertment of the Interior and Local Governments : DILG)、国防省(Depertment of National Deffence : DND)およびフィリピン国家警察(Philippine National Police : PNP)には増額予算がついた。

増額された省庁がある一方で、最も大幅な削減のあったのは、運輸通信省(Depretment of Transportation and Comunication : DOTC)であり、68億ペソの提案額に対して、13億ペソがカットされた。

ラモス大統領は新年度予算に関するコメントのなかで、1996年は、6.5%から7.5%のG N P成長が可能であるとし、1996年の財政上の目標は、慎重に政府支出をことと、国家歳入の7~8割を占める国税の徴収を効果的に促進することにあるとした。

注1 予算額を円に換算する際の換算レートは、1ペソ=4円を用いた。

注2 フィリピン国家警察は、国家公安委員会(National Police Commission)の下に置かれる機関(Bureau)である。

(本記事は、6月30日及び12月16日、22日、30日付けマニラ・ブリッテン並びに12月26日付けアジアリポート・フィリピン版を参考にした。)

5 ソウル事務所

① 日・韓地域活性化セミナーの開催（1995年11月分）

15日、釜山広域市において当事務所主催による「日・韓地域活性化セミナー」（後援：地域活性化センター、韓国地方自治団体国際化財團）が開催された。基調講演として石川亘（財）地域活性化センター総務部長が「産業振興による地域活性化」を、また事例発表として鈴木誠一（財）信濃川テクノポリス開発機構常務理事による「先端技術育成による地域産業振興」、堀之内和矢鹿児島県知覧町経済課長による「特産品開発による地域産業振興」が発表された。同セミナーには、釜山広域市及び慶尚南・北道の国際交流関係部署から約70名の公務員、及び大学教授、韓国駐在日本公務員などが参加し、セミナー終了後にはレセプションも開催された。

② 地方自治法施行令の改定（1995年12月分）

23日、政府は各部署の次官会議を開催し、地方議会議員の議会会期中の公休日にも会議手当を支給し、遠隔地からの会議出席費を新設することなどを骨子とした地方自治法施行令改定案を通過させた。これを受け、政府は国務会議での議決を経た後に、早ければ来年1月から施行することとした。

③ 地方自治関係(1996年1月分)

25日、ソウル特別市は「市政運営3カ年計画」を発表した。同計画では、趙潤（チョ・スン）市長が選挙公約などで強調していた安全、交通、福祉分野が骨格をなしている。

特に都市防災及び交通に予算が注がれ、都市防災では今後3年間の平均予算は全体の8%を占め、1995年の3.2%から大幅増額となった。また交通では、全体予算（23兆5千億ウォン、約3,220億円）の約30%にあたる7兆ウォンが投入されている。

④ 日・韓定期航空航路の新設(1996年2月分)

9日より、大邱空港の国際定期便が閉設された。これは大阪－釜山－大邱を、毎週火曜日と金曜日に往復就航するもので、ソウル、釜山、済州以外の地方空港では光州（大阪－釜山－光州の週2便）に続く日・韓定期便となった。

⑤ 地方自治関係～郡の昇格など(1996年3月分)

1日付で京畿道の利川郡・龍仁郡・坡州郡、忠清南道の論山郡、慶尚南道の梁山郡が市に昇格した。これにより、韓国的地方自治団体数は「1直市、5広域市、9道、72市、89郡、69自治区」となった。また、同日付で京畿道の高陽市に一山区と徳陽区が新設された。なお、高揚市の一山区は、1997年5月3日から18日にかけて、「97高陽世界花の博覧会」を開催することを14日に発表した。

市名	人口	面積
利川市	155、795名	461.0 km ²
論山市	165、627名	614.7 km ²
龍仁市	245、805名	591.6 km ²
梁山市	161、598名	484.6 km ²
坡州市	168、803名	682.3 km ²

⑥ 新空港の正式名称決定(1996年3月分)

21日、2000年の第1段階の開港を目指し建設中の首都圏新空港の正式名称が、永宗島国際空港（仮称）から、仁川国際空港(INCHON INTERNATIONAL AIRPORT)に最終確定された。

6 シドニー事務所

① 全豪地方自治体協会、地方自治体の連邦憲法における承認を要求（12月4日付 オーストラリアAP通信）

ブリズベン市は1220km²の面積に80万の人口、市役所の予算規模は約10億ドルである。その一方で首都特別地域は約30万の人口で、政府予算規模は12億ドルであり、収入の半分は連邦政府からの財源移転に頼っている。また北部特別地域は16万人の人口（シドニー近郊の市とほぼ同じ）で政府予算規模は、24億ドルである。これら2つの特別地域は、憲法上の正式な位置づけがあるにもかかわらず、これより大きなブリズベンなどの大都市は憲法上の裏付けがない。

全豪地方自治体協会はこれに疑問を呈し、連邦・州とともに統治機構を構成する地方自治体の役割を、憲法上認めるよう連邦政府に要求するキャンペーンを開始した。

現在、各州政府の強力な主導のもとで地方自治体合併と歳出削減改革が進められているが、地方自治体の憲法上の位置づけは、この動きに対する歯止めになるだろうと全豪地方自治体協会のプラムリッジ会長は述べている。これに対し、先月キャンペラで開かれた全豪地方自治体協会総会では、連邦政府より好意的な反応を得たところである。一方、ハワード野党連合党首は共和制問題とともに国民会議で問うべきであるとしている。

プラムリッジ会長は、今後のオーストラリア発展の鍵は地域における経済発展にあるとし、住民が政策決定に直接関与できる身近な第三階層の政府として、地方自治体の役割はますます重要となるだろうと述べている。

② 強制競争入札制度のその後（12月13日付 オーストラリアン・ファインシャル・レビュー紙）

ビクトリア州の地方自治体における強制競争入札制度は早くも30%もの経費節減を実現しており、全豪の州から注目されている。現在NSW州と首都特別地域（ACT）はビクトリア州での実例を見守っているが、他州もこれに続くものと見られている。

ビクトリア州は1996年度までに州内自治体が事業予算の50%に強制競争入札を導入することを義務づけている。多くの地方自治体では1994年度の予算のうち20%に強制競争入札を導入するという目標を達成しており、この結果、ごみ処理などの分野において30%の経費節減が図られた。

競争原理の導入は経費節減効果以外にも住民サービスについて住民が何を望むか、サービスの質はどうなのか、といった観点から問い合わせる良い機会となったと評価されている。この強制競争入札制度は単なる外部発注とは異なり、地方自治体の現業部門と民間企業を競争させるものであり、現業部門は市場での信頼性を確保し、経営努力をすることが求められている。一方、地方自治体は外部からの入札参加を促すためにも自治体内部の発注部

門と受注部門の明確な分離など地方自治体は外部からの入札参加を促すことが要求されることになる。

これまで、自治体の現業部門が競争入札の70%を受注しているということが分かっているが、このことは現業部門が競争力をもち、サービスのノウハウを蓄積していることを物語っている。

今後は目標の50%を目指して、更にその導入が促進されるものと予想される。

(注) 強制競争入札制度(CCT : Compulsory Competitive Tendering)

法律、規則で定められた特定の公共サービス（土木工事、ごみ収集、給食サービスなど）を実施する際、地方自治体職員による直営現業部門は民間企業との競争入札を経て、落札しなければその権利を獲得できないというもの。民間との競争を高めて、低コストで質の高い公共サービスの提供を図る制度である。

③ 西オーストラリア州政府がインドに海外事務所を開設（1月19日付 オーストラリアAP通信）

西オーストラリア州政府は、オーストラリアの州政府としては初めてインドに海外事務所を開設した。これは同州政府が進めるアジア地域での経済戦略の一つである。

H・コーワン経済大臣は「今回のボンベイ事務所開設は西オーストラリア州がインド洋地域との貿易を重視している姿勢の現れである。」と語っている。ボンベイ事務所は香港、クアラルンプール、スラバヤに次ぐ同州政府4番目の海外事務所であり、このほかロンドン・東京・ソウル・シンガポールに関係者を駐在させている。

西オーストラリア州にとってインド洋は、中東、南アフリカ地域と並んで、東アジア、東南アジア地域を補完する重要な経済地域である。特にインドは食品加工、造船、環境管理の分野で企業進出できる可能性があるといわれており、同事務所はオーストラリア企業がインドへ進出する際に、側面から援助することも計画している。

④ シドニー周辺の自治体が広域廃棄物処理委員会を設立（2月5日付 デイリーテレグラフ紙）

N S W州政府は昨年末から植物ごみ（庭から出る草木など）の廃棄禁止などを盛り込んだ廃棄物の減量と管理に関する法律を施行している。その目玉である廃棄物の60%削減するという目標を達成するため、シドニー周辺の自治体が共同で広域廃棄物管理委員会を設立することになった。既に委員会を設置しているウーロンゴン、ハンター地域と同様、シドニー圏の各自治体は既に広域廃棄物管理に関するガイドラインを4州政府から配布されている。

パム・アラン環境大臣によると今後、4つの広域委員会が創設される予定であり、これらの委員会の活躍に期待を表明している。新しい委員会は今後、廃棄物削減のための目標とそのための具体的な方法、実施時期などについて構成自治体と協議を重ね、地域の特性

に合致した計画を策定していくことになる。

⑤ 連邦、州、地方自治体が共同して職業訓練事業を策定（2月10日付 オーストラリアAP通信）

連邦政府の雇用・教育・訓練省のS・クリーン大臣は、連邦、州、地方自治体が共同でクイーンズランド州の若年層の失業者向けに職業訓練事業を実施すると発表した。

クリーン大臣が遊説先のブリスベンで述べたものであるが、この「雇用保障事業：Job-s Pathway Guarantee Program」は、近日中に連邦及び州と6つの自治体の間で合意がなされる見通しである。

この事業は、身体障害を持つ若者150人、中途退学者160人を含む合計1310人の若者を対象に、クイーンズランド州の公共機関において就業と職業訓練の機会を与えるというものである。公共機関での訓練生は1年間の研修により、訓練先から全豪に通用する公的な資格が取得できることになっている。総事業費は1500万ドルで連邦政府は560万ドル、州政府は930万ドルを支出する。

さらに、連邦政府は地域雇用支援事業からの資金から州政府内に事業をゴーディネイトする職員を配置する。なお、クイーンズランド州のブリズベン、イプスウィッチなど6つの自治体は身障者の雇用の為に、連邦州から210万ドルの資金援助を受けることになっている。

クリーン大臣は今後5000人の訓練生が全豪の地方自治体で同様の訓練機会を与えられるだろうとし、連邦州、自治体が共同で若年層の雇用問題に取り組んでいくと語っている。